

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成24年12月11日（火曜日）

厚生文教委員会

日時 平成24年12月11日（火曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部

第163号議案	「質疑・討論・採決」
第164号議案	「質疑・討論・採決」
第165号議案	「質疑・討論・採決」
第166号議案	「質疑・討論・採決」
第167号議案	「質疑・討論・採決」
第168号議案	「質疑・討論・採決」
第169号議案	「質疑・討論・採決」
第208号議案	「質疑・討論・採決」

2 教育委員会

第170号議案	「質疑・討論・採決」
第171号議案	「質疑・討論・採決」
第172号議案	「質疑・討論・採決」
第173号議案	「質疑・討論・採決」
第174号議案	「質疑・討論・採決」
第209号議案	「質疑・討論・採決」

3 陳情の審査

(1) 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情

「討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	鈴木眞澄	副委員長	前崎みち子	
委員	下江洋行	加藤芳夫	鈴木司郎	荒川修吉
議長	夏目勝吾			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、教育委員会、総務部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、10日の本会議において本委員会に付託されました第163号議案から第174号議案まで、第208号議案及び第209号議案の14議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第163号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 本会議の質疑のところで、部長からのお答えの中で、抑制の効果は出ている。税率を上げまして、ここ2年ぐらいはきちんとやっていかないと、また繰り入れたりということが考えられたりするので、そういうことに対するお答えが効果は出ているということ。その中で、病院のお金の分析、病気の分析と、それからソフト対策を言われたんですけども、もう少し具体的にここを教えていただけませんか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 医療費分析関係でございますが、今回、8月の運営協議会におきまして、直接は医療費という形ではありませんが、特定健診の受診者、未受診者、それにかかわる方の通常の受診があるかどうかという分析、調査を今年の1月の診療分から5月の診療分にかけてを取りまとめをさせていただきました。その結果を運営協議会にお話させていただきました。その内容でございますけれども、医療費分析で4年連続受診者と4年連続未受診者について、その費用が費用上位の被保険者について分析をさせていただきました。

考察といたしまして、健診未受診者が40歳から50歳の方が多いと。また、健診未受診者

で、かつ受診歴がない方につきまして、悪化してからの受診が考えられるというようなこと。また、健診を受けている方が、受けていない方に比べて若干医療費が高いではないかというような考察が得られました。しかし、若干医療費が高いという部分につきましては、医院の先生から、受診中でも特定健診を受けない方も含んでおり、一概に受診を受けない方が高いとは言えないというような指摘もございまして、さらに分析が必要ではないかと考えております。

結果を受けまして、健診を受けていただくよう、未受診者に対して、今後、積極的に受診勧奨を行っていきたいということ。また、特定健診未受診者につきましては、受診理由調査を行う予定としております。調査方法につきましては、アンケートや訪問調査等を今、考えているところでございます。

健康教育につきまして、今、進めております、ヨガ、エアロビクス、ウォーキング、リラクゼーション、男のボディメイクといったような健康教育を10回コースで実施中でございます。

医療費通知等につきましては、年に6回、2カ月に1回ということで、2カ月分をまとめて、今、医療費がこんな状況であると被保険者の方に周知をさせていただいております。

ジェネリックにつきまして、ジェネリック医薬品、後発医薬品につきまして利用促進のために、8月の保険証更新時におきまして、パンフレット、あとジェネリック希望カード、医薬品希望カードを配付させていただいております。今後につきましては、現在、疾病中の病気に対する医薬品が、ジェネリックを使ったらどのくらい安くなるかということ国保連合会に委託をして、25年度、そういった医薬品がどれだけ安くなるかということも進めていくように今、計画をしております。

以上のようなことを進めておるところでござ

ざいます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 保健医療、福祉も連携しないと、これは効果が上がってこないと思うんですけど、例えば病気の分析の中で、特定健診を受けているか、受けていないかというだけではなくて、この地域ではどのような病気がやはり多いかということをしちんとしないと、対策をとっていく保健事業にはつながっていかないわけですけど、その辺につきましてはいかがでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 糖尿病が新城は多いというようなことで、糖尿病発症予防という、合併症の阻止や予防、あるいは予防医療、保健の関係機関が連携をしまして糖尿病を推進するというで、新城市の健康課と新城保健所と新城市民病院が連携をしまして、事務局を健康課としまして、昨年の2月に発足をしております。

23年度の事業といいますか、具体的な中身には入っていませんが、新城市の糖尿病患者の分析と課題の抽出ということと、あと健康意識向上のための普及啓発チラシ作製、健康広場への参加、研修会の開催等を行っております。オブザーバーに保健所長の経験のある浜松医科大学の教授で尾島俊之先生を研究会の方向性の確認とか、事業内容の評価をしていただくためにオブザーバーとして入っております。

今後の方向性をその後に出しております、糖尿病になっている方はきちんと治療する。あるいは、糖尿病になりそうな人は、生活習慣を見直し、改善できる。糖尿病になっていない人は、市民全体の健康意識の向上を目指すといったような基本を考えていくということで終わっております。

今年度につきましては、糖尿病になりそうな人、生活習慣を見直し、改善できるという人をこういう部分でステージを設けてまして実

証するというで、自分に立てた目標に向かって食事や運動などの生活習慣を90日間で見直していくという、新城健康チャレンジ90日間というものを企画していただいて、メタボ解消チャレンジコースとか、健康生活宣言コースの二つのコースを設けて実施しております。メタボ解消チャレンジでは、11名の方がエントリーしていただきました。健康生活宣言コースでは、グループでの申し込みを含めまして6組9名がエントリーをしていただきました。

メタボ解消チャレンジコースの方は、7月の決断式で意思統一を図っていただき、体重と1日の歩数を毎日記録していただきまして、その結果を1カ月ごとに保健センターに提出をしてもらいました。結果をもとに、事務局から応援メッセージや健康資料などでサポートをしてまいりました。また、体重や万歩計などの貸し出しも行っており、血液検査によるデータ分析も行われました。健康生活宣言コースの方には、応援メッセージを定期的に送り、継続実施に向けてサポートをしてきました。

90日間の成果ですが、10月28日に、保健センターのところで健康広場がありまして、そこで発表ということで、体重の減少をはじめ、腹囲の減少、血圧の降下や血液データの改善等が図られたということで、生活習慣の改善がみられました。この成果を市民に啓発をしていきまして、生活習慣を見直すきっかけづくりとして、今後、考えていきたいと思っております。

また、今年度、来年1月、2月にかけては、生活習慣病予防教室などを医師、歯科医師の講師で予定しております、尾島先生にもその評価をお願いしたいということで、今、進めていただいております。

以上でございます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 大変、いろんな試みが始

まっていると思うんですが、これは持続して一定の成果を、目標を立てていただいて、それに向けてやっていかないと、やっただけに終わってしまうので、その辺、よろしく願いしたいと思います。

今、この健康教育というか、運動をまずはしなければというか、食と運動ですよ。そういう部分でいって、健康づくりリーダーの方たちが、保健センターでよくやってみるのは私も知ってるんですけども、体育推進員という方がみえます。この前の報酬なんかを見たりすると、結構、年額をいただきながらの任務を受け持っているんですけど、この方たちはスポーツを推進する立場にいるわけですけど、この方たちとこの保健事業とが結び付くとか、そういうところはあるんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 今現在の健康教室の中では、体育推進員という方に入っている状況はございませんが、専門的にエアロビクスとか、健康体操などを行っている方が、それじゃあ、体育推進ではないかという、そうではないとは言いきれませんが、状況に応じては、今後、そういう方がその教室に適しておれば、ぜひお願いしたいということもあります。保健センターとの中で、いろいろ検討をしていきたいと思えます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 というのは、その体育推進員の方で、いろいろ体力測定みたいなので、一応、そういうのを持っているから、また活用してもらえたらという話がちょっとあったんです。やっぱり、体力測定というのは、高齢者の方たちとかも興味がある、その年代に合わせた体力測定のあり方みたいなのも、ノウハウも勉強してみえると思うので、ぜひ、そういう部分から、そういう人たちもぜひ活用、多分、その方たちもどこかで活用しても

らえることをきっと思っていると思うので、ぜひ連携してやっていただきたいと思えます。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 その辺についても、今後、考慮してまいりたいと思えます。

○鈴木眞澄委員長 ほか。

鈴木委員。

○鈴木司郎委員 今、いろんな取り組みという話を聞かせていただいたんですけども、やっぱり、その取り組みをしているだけではだめであって、もっと末端というのか、裾野へ広げていく、裾野の人たちが参加していただかないとだめだと思うんです。まだまだ、そうした面では、十分に市民にPRされていないのかなと感じます。例えば、さっきちょっと言ったメタボの関係の11名の参加とか、もう全然少ない数字であって、もっと大勢の人に参加していただく、あるいはその地域に出向いていくというようなことをやっていかないといけないのではないかなというふうに、そうした保健活動にもっと力を入れていただきたいと思います。今の話の中では、やっているって、いろんな項目を上げて、やってはいてくれるんですけども、浸透していないというところがちょっと伺えたんですが、いいですか。

○鈴木眞澄委員長 はい。

鈴木委員。

○鈴木司郎委員 続けて、今回、税率改正をされたわけですが、あれを応能割というような形で改正されたんですが、この中で、応能の部分に入る資産割というものが、今度、手付けずになっておるわけですよ。そこら辺の考え方というのは、何かありますか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 資産割につきまして、現在、県下、市の中で、資産割自体をもう除いておると、4方式から3方式に変わっている市もございまして。それは、都市部で多いわけなんですけど、町村部においても、比較

的、資産割について重視をしなくなってきた
おります。県下の流れでもございます。資産
だけで現金を生み出すということは、なか
なか難しいし、今、そこに近隣の市町村も重
きを置かなくなってきたというようなのが
現状でございまして、当市においても、そ
この改正は下げることもしませんが、上げ
ることもしなかったということございま
す。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 前回、22年度ですか、大
幅に保険税を上げなければならないという
ことで、激変緩和措置ということで、22%
ぐらい上がるのが11%ぐらいに抑えたとい
うことで、3年間、8,000万円ずつの激
変緩和措置というのを一般会計から繰り
入れをしておったんですが、今回の改正
について、激変であるというよう
な認識はないですか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 当初、激変緩和
で給付に見合う保険税にしていくため
には、3年を考えていたわけなんです
が、やはり自然増もありまして、30%
以上の累積で引き上げが必要になって
きておるといようなことで、4回目
の引き上げをお願いさせていただきました。
ですから、3回目までは、激変緩和
で8,000万円を繰り入れていただき
まして、税の不足分について補って
きたと。それに、基金の取り崩し
もあわせて財源とさせていただきました。
今回、大幅に引き上げる税率改正
は、一応、ここでめどが付くのでは
ないかというような考えでございま
すので、激変緩和による特別繰り
入れというのは、25年度については
今の推計がちょっと不安定な部分
もあります。所得が伸びていない
というようなことがありますので、
若干、繰り入れをお願いをして
いきたいなどは考えてございま
すが、従来どおりの繰り入れより
は少し下がってくるのかなとい
うような考えはあります。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それで、本会議の部長の答

弁の中で、一般会計からの繰り入れとい
うのは、基本的に国保世帯が全部市民
じゃないからするべきではないよ
うな答弁もありましたけれども、
愛知県下の中で、ほかのところ
でも一般会計から繰り入れして
いる市町村は実際にあると思
うんです。新城市としては、
今後、国保へは繰り出しを
しないという考え方でいく
のか、これから状況によ
ってはしていくよという
ような考え方でおるのか、
そこら辺はどうでしょう
か。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 基本的には、
一般会計からの繰り入れは、
過去においても実施して
こなかったと。今回の給付
と税が大きく乖離してお
る中で、初めて特別繰り
入れを実施させていただ
いたという状況ありま
す。確かに、税率を上げ
ればということでは
上げてきてはおります
が、税率の推移等も
ありますので、その
辺は状況に応じては、
また一般会計から
お願いしていかねば
ならない状況にな
れば、そのような
考えも全くない
ではありません。
新城市が突出して
税率が高いとい
うような状況
では、また運
営、税収等にも
影響してまい
りますので、
その辺は
状況に応じて
考慮していき
たいという
か、それ
なりの状況
がありましたら、
そういう
ことも
検討して
いただ
きたい
と思
いま
す。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 意識がちょっとあれ
なんですけれども、新城は税負担が
愛知県下の中でも下位だと、
下だと。それから、医療費は
結構、県の中でも上だよと。
だから、下位だからいいんだ
という考え方は、ちょっとま
ずいのではないかなと。
じゃあ、新城の国保世帯の
人たちが、県下と平均して
所得が下位なのか、そこら
辺はどうだ、県下レベルと
一緒なのかということ
であれば、税率負担が
下だからいいよという
話もわからないじゃ
ないですけれども、
ただ税率が低いから
という考え方で
いてはちょっと
困るなという
ところも
あり

ますし。

それから、保険税を上げていって、その税収が収納の関係については努力しておっただいて、22年度は81.9%で、23年度は82.6%ですか、若干の収納率向上にはなったんですが、結局、まだまだ18%ぐらい収納がないわけですよ。その人たちがみんな納めれば、税率をこんなに上げなくたっていいわけなものですから、この収納率を上げるというのは行政の努力だと思うんです。それを十分にしてもらって、なおかつ足りないから保険税を上げさせていただくという考え方に持っていただかないと、一部では納めてなくたって、いろいろなペナルティーはあるかと思うんですが、医者にはかかれるわけです。そこら辺で、まだまだ収納率が少し低いなというのを感じるんですが、努力はしておっただけ、この前の本会議の答弁をいただきましたけれども、収納率を上げることに努力していただくということは、部長答弁をいただいておりますけれども、まだまだ被保険者のための、国保加入者の人たちの制度ですから、みんなで負担していただくという意識をしっかりと市民の方に訴えていく、それから収納率を上げていただかないとならないと思っているんですけれども。そこら辺の収納率向上の何か、これから加えて取り組んできたというのがありましたら。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 25年度に向けてコンビニ収納を開始していくということで、市役所の開庁時間以外でも納めていただけるような体制に入っていくということ。また、滞納整理機構におきまして、滞納について積極的に取り組んでおるというようなことで、今後も継続して収納対策には取り組んでいきたいと考えております。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それで、今度の改正によって、応能・応益割というのはどれぐらいにな

るんですか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 応能・応益につきましては、医療分でいきますと、応益割が50.51ということです。後期高齢者支援分では応益割が50.07、介護納付金では49.87というような状況で、応能・応益はほぼ50ぐらいを目安にして設定をさせていただきました。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありますでしょうか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 先ほど、鈴木委員から、もっと末端にまで行くような保健推進をしていかないと効果は出ないじゃないかということなんですけれども、私、前回の9月の議会で、保健推進員の設置をぜひとも考えてほしいというのを言いました、市長も前向きに考えたいと言われたんですけれど。私は、この前の本会議のときにも、作手が何でそういう効果を上げられたかということ、やっぱりきめ細かなところに、そのときは保健師さんを増やしたということなんですけれど、保健師さんを増やすということは、なかなかこの広域だと難しいんですが、やはりそういう意味の推進をしてくださる方たちを育てて、地域へやっぱり行かないと、なかなかうまく保健の推進はできないということを考えると、ここについての何か検討はされたのかどうかお伺いします。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 9月の時点でご提案いただきましたけれども、まだ現段階では健康課とも、そういった話はまだ具体的には進めておりません。いろいろここで自治区も始まりますし、いろんな区の中で役員が増えるというのも一つ頭の中に入れとかなんかいけないとは思ってますし、また自治区の中でも、そういった保健に特化したような組織をまた立ち上げていただくのも、それぞれの自治区の考えで進められるのかなと思ってます

し、いろんな面からこの問題はほかの部署とも連携しながら考えていきたいと思っています。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 この取り組みをしているのは、全国の市町村で結構多いわけですので、その効果も出ているとは思いますが、ぜひ頭の中から実行へ移していただきたいと思っています。

もう一つ、本会議のときに部長さんから、地域包括ケアシステムを取り入れていかなければならないというようなお言葉があったんですけど、もう少し具体的をお願いします。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 ケアシステムについては、ここ2、3年、大分、介護、医療、それから福祉等々の横の連携といいますか、一体的にその地域で包括的に見るというような動きが当然出ていますので、愛知県もやっと本腰を入れまして、2014年、2年後ですけども、愛知方式というのを確立するというところで、今、進めております。それにおくれないようにうちも、国と同じようなことをやってもしょうがないですけども、この山間地独自のよう取り組みを進めていかなければならないということで、今、長寿課でその検討を進め出したところでありまして。これには、いろんなうちの関係する部署ですとか、それから市民病院の中の支援室、社協、包括支援センター等も入っていただいて、いろんな問題を今、抽出したら、これからどう進めていこうということを始めたところでありまして。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 ここでは、ちょっと数字が出ないかもわかりませんが、軽減対象世帯の状況はわかります。何割、7割軽減をやっていますよね、その世帯がどのぐらいあるかというのは。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 今回の改正案での軽減対象世帯になりますけれども、国保中央会のソフトがありまして、それで前年の所得を使いましてシミュレーションをしたものでございます。

医療分につきましては、7割軽減が均等割で1,846人、平等割が1,278世帯、5割軽減で均等割が768人、平等割が368世帯、2割軽減が均等割で1,580人、平等割で915世帯、これが医療分になります。

後期高齢者支援金分は、数字的には後期も対象者は同じですので、同じになります。

あと、介護につきまして、7割軽減の均等割で747人、平等割世帯で650世帯、5割軽減が250人、193世帯、2割軽減が542人、427世帯という状況でございます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 これは、4割軽減はなかった。今、新城は3段階。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 7、5、2です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第163号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第163号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第164号議案 新城市地域福祉計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎議員。

○前崎みち子委員 委員の選定の部分につきましてのいただいた資料の中に、代表の方たちが主になっているわけですが、これは今ちょうど中間計画を見直す時期になっていると思うんですが、大体、済みません、年何回ぐらいというのは、私の勉強不足かもしれませんが、大体、何回ぐらいを考えてみえますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 大枠では3回程度ということを考えておりますが、間に、これ以前に、さまざまな分野別の座談会とか、地域座談会とかということをやっております、その部分から、それらの資料をもとにということで、委員の皆様方に計画の見直しを検討していただくというような形になっております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 この地域福祉計画、活動計画が社協でつくられていますけれど、この辺につきましても整合性とかいろいろ、一方の社協がつくっているものは社協で委員会が持たれているかと思いますが、その辺でうまく調節というか、こちらの計画があって社協の活動計画が出てくるのかなど、両方の、そこが整合性が合わないといけないと思うんですが、その辺は策定委員会ではどのような、例えばそういう活動計画がどのようになっているとか、そういう話し合いは持たれるんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 私どもの計画の中にも、さまざまな社協独自のサロン活動だとか、そういうものの数字等についても、今後の見直し、それから計画の見直しということは入ってまいります。ただ、社協独自、本当の独自というところも社協の計画でございますので、

そちらに関して云々というところではございません。ただ、大枠について、大きな流れの中では変わっていくものではないということでございます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 この中で、ボランティア団体といいますか、地域福祉計画の中ではボランティアの存在というのは大きいと思うんですが、この策定委員会の中にどのようなボランティア団体が入ってますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 はぐるまの会を中心としております。それから、NPO法人はのんほい・ほうらいさんを代表としていただいております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 はぐるまの会は旧新城中心の活動のボランティアで、のんほいさんは旧鳳来だと思えますけれど、作手の関係のボランティアとか、そういう団体からの代表はないんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 現在のところ、ございません。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 それは、作手にはそういう福祉活動のボランティアグループがないと把握しているのか、それとも必要ないと思っているのか、済みません、お願いします。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 作手にもボランティアの団体の方はおみえになります。読み聞かせの団体があったり、種々でございます。大枠のところ、ボランティア団体の部分で、さまざまな種類のものをはぐるまさんが持っていますので、ぜひ代表としてというようなところでございます。ボランティアの種類といいますか、福祉ボランティアとしては音声だったり、手話だったり、友愛訪問をしてみえたりとかという形のものがございますので、

その辺のご意見も含めてというところ。

今の問題に関しましては、ボランティアの分野別の座談会を開いております。ですから、そちらでいろんな方がおみえになっております。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 附則のところの報酬及び費用弁償に関する条例の部分なんですけど、この日額7,500円という日額の考え方について確認したいと思います。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 今回、附属機関の見直しというところで、全庁での統一を図ろうというところがありました。そういうところを考慮しております。

他の委員会さん、それからその意味、価値と同等のことで考えております。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 ちょっと、もう一度確認させてもらいたい点ですが、例えば、これは午前、午後にわたって1日会議に出席するということでなくても、例えば午前中だけで終わるとか、午後だけで終わるとか、そういったこともこの日額という考えなんですか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 素案につきましても、さまざまな資料につきましても、1週間前をお願いしております。そういうようなことをお考えいただけると、ご理解はいただけるかと思います。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁ですけれども、1週間前に資料を送っておるから、その原稿を見たりとか、いろいろ考える時間も含むという意味で日額7,500円、それはおかしいんじゃないかな。一般的に、他市に聞くと、大体、午前中2時間以上、半額になると聞いておるんですけども、その1週間前に書類を送って、それを自宅で勉強、それも日額の中に入っているという考え方ですか。ちょっと答弁

をお願いします。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 申しわけありません。言い方がおかしかったかもしれません。申しわけございません。

時間として、やっぱり3時間とかということを超えると幾らとかという、現実的にはございます。7,500円ということでございますけれども、他の委員会と、と最初に申し上げたところで合わせさせていただいているというのが現実でございます。その中でも、どんなところでもそうかもしれませんけれども、今回もそうなんですけど、策定計画の案のところだったり、資料のところだったりするものが、やっぱり本当にアンケートも含めまして膨大なものになっているということを申し上げたかっただけでございます。済みません。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 例えば、9時から会議を始めますと、11時半には終わりましたと、2時間半、でも7,500円。例えば、11時から始まって、午後をまたいで2時には終わりました、これも7,500円。午後1時半から始まって、3時に終わりました、これも7,500円ですか。ちょっと確認ですけれども。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 申しわけございません。

統一的な報酬額の算出根拠というところで、時間について1時間については平均時間単価2,500円で。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 1時間に2,500円。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 はい。

各委員会で、今おっしゃったように大体3時間程度というようなところで、7,500円というところを示させていただいております。

○鈴木眞澄委員長 ほかにありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 メンバーを見ますと、前

回の私の一般質問でもちょっと入ったんですけど、災害時の要援護者で、地域福祉計画の中には重要なプロジェクトの一つになっているんですが、その計画をするときに座談会に出てきた意見の中に、民生委員と自主防災会との連携がうまくとれてないという考えがあったんですけど、今回、そのメンバーを見ますと、消防団の方は入っているんですけど、自主防災会関係の委員というのは区長がかわりということなんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 区長さんが自主防災会長というところで、区長会の代表の方をお願いしております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第164号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第165号議案 新都市障害福祉計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 委員を市長が任命するわけですけど、その中に女性の人数とかいう、その枠というのか、いろんな立場の人たちが挙がっていますけれども、女性が何名というこ

とはこの中に考えられているのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 女性を何人にして、男性を何人にするというようなことは考えておりません。現実論として、さまざまな方がおみえになりますけれども、必ず女性の方が数名入ってみえますので。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 この1番から12番まで、いろんな立場の人が入っているわけですけど、県の福祉相談センターを代表するという方がいるんですけど、市で相談事業所ありますけれども、相談事業所というのはある意味、いろんな課題がよくわかっているところですので、市の立場でのそういう人を入れるというような考えはなかったのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 事務局サイドとして、もちろんご協力はいただきますし、ただ委員さんにするという形ではございません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第165号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第165号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第166号議案 新都市介護保険事業運営協議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 先ほど、委員の選出のところで、先ほどもちょっと聞けばよかったんですけど、1番、市民を代表する者というところがあるんですけど、これはどういう意味の市民を代表する者になるのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 これは、ボランティアでありますとか、具体的にこういった職でというんじゃなくて、最初は市内に住所を有するとかっていうようなちょっと話も出たんですが、この中で市民を代表して出いただくということで、ボランティアではぐるまの会の方に出てもらっております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 本当に、はぐるまの方たちの活動は認めるんですが、市内には本当にさまざまなボランティア活動をしているグループもたくさんありますし、その辺で幅広い方たちの参加を、特に介護とか、福祉関係ですと、もう女性の方たちがいろんなところでボランティア活動をしているところもありますし、また介護そのものの現場で、自分がいろんなところで体験も持っている人もみえたりとかするわけですので、市民を代表する者、それからボランティアを代表する者が必ずはぐるまの会であるとか、そういう考え方でいくと、本当にさまざまな方たちの意見というのは入ってこないの、その方たちが出る場面、先ほどの地域福祉とかいう部分だったらですけど、こういう介護とかいうところだったら、また新たな人材を発掘していただいて、新しい考えを入れていくというのを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 今、これは、3年間の介護保険、高齢者保健福祉計画の進捗、点検だとか、評価に関する事というものが第2条

の第3号にあるわけなんですけど、こういったことをやってもらうために、今、この運営協議会を設けております。今、もう既に動いているんですけども、他の自治体の状況なんかも、私はちょっといろいろ見させてもらったら、今、前崎委員が言うように、1号被保険者の代表だとか、2号被保険者の代表だとかという方も入っておりますので、その辺も十分、今後、考慮して、入っていただければありがたいというスタンスでおりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第166号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第166号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第167号議案 新城市高齢者保健福祉計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 これは、昨年、策定委員会のところに、私も何回か傍聴させていただきましたけれども、ここにも女性代表で先ほどと同じ方が入ってみえまして、高齢者保健福祉のところについて、日ごろ活動してみえる方、もちろんはぐるまの方とか、福祉を学ぶ会の人もやっているかもしれないけれど、

健康づくりリーダーの方とか、女性で、あと食改善の方たち、かなりいろんな面で応援して、活動してます。ですから、保健福祉と保健が付くわけですので、その辺のところをすみ分けをしていただいて、地域福祉だったら福祉のボランティアもあるかもしれませんけれど、ここは本当に大事な計画であると私も思いましたので、ぜひとも、このところももう一度、きちんと検討し直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 今、第5期でございまして、第6期、もうこれも来年、再来年にはまたつくっていくというような作業に入ります。今、前崎委員がおっしゃったことを十分考慮しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第167号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第167号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第168号議案 新城市老人ホーム入所判定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第168号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第168号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第169号議案 新城市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第169号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第169号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第208号議案 新城市養護老人ホーム寿楽荘及び新城市デイサービスセンター寿楽荘の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 ここは確認ですけれど、

前回のときも少し話題に上げさせてもらいましたけれど、市の直営から民間になるということで、サービスを受けている方たちにとっては、ある意味、不安も大きいということですので、この辺の引き継ぎ、4月から突然かわると言われても大変、困惑すると思いますし、利用されている方、また家族の方たちが大変不安になると思うんですが、その辺の手だてとしては、今後どのように考えてみえるのかお伺いします。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 今後の事務引き継ぎのスケジュールでございますが、指定管理者と業務引き継ぎの時期、方法等を協議いたしますが、職員配置等、研修がその中では重要となってまいります。そのほか、入所者及び身元引受人、並びに介護保険利用者の方、それから家族も含みますけれども、それから在宅支援センターの利用者への周知などを図ってまいります。また、入所者に対しては、個別に面談をして、説明をさせていただきたいと思っております。そのほかの地元の区長さん、それからボランティア団体への周知、それから業務委託事業者とか、食材とか、日用品等の購入事業者への周知、それから調整なども行ってまいります。

一番最初に手がけたいと思いますのは、業者との打ち合わせです。それと、あと、介護保険の中の居宅介護支援事業の利用者につきましては、事前に契約が必要になってまいります。デイサービスも必要ですけれども、居宅はサービスの利用に当たっての、また計画をつくるということでございますので、これについてはもう1月になりましたら、事業者の担当者の方に来ていただいて、一緒に訪問をさせていただこうと。それで、契約を続けて締結してもらえるように、ご案内してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、現在、サービスを利用されている方、また入所の要望をされてい

る方については、負担のかからないように配慮してまいりたいと考えております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 今の利用者の方以外に、地元の区長さんやボランティアの方や業者の方たちにも、きちんと報告していきたいということがあったんですけど、あそこの中には放課後の児童クラブもあります。そうなる、こども未来課の関係とか、学校との関係もあるんですが、その辺の4月からの変更についての報告とか、その説明とか、その辺は行われるんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 児童クラブにつきましては、こども未来課が管理をしているということでございまして、指定管理者には直接の管理はお願いしておりませんが、利用していただくようにということでお願いしてまいりますので、児童クラブのご家族の方には、未来課からご通知をさせていただくように調整をこれから図ってまいりたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 そうすると、学校にもきちんと、市の直営からかわるわけですので、その説明はされるわけでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 当然、児童クラブを利用される方は、学校にも関係がございまして、こども未来課から学校には説明をさせていただくということで考えております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第208号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第208号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、説明員入れかえのため、しばらく休憩します。

休 憩 午後 2 時34分

再 開 午後 2 時36分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

第170号議案 新城市就学指導委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 この就学指導委員会とは、小学校入学、中学校入学、そういうときに行われる指導委員会という認識でいいでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 そのとおりでございます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 とすると、いただいた資料の構成員のメンバーのところで、多分、豊橋の養護学校、それから豊川の養護学校の中学部主事という方がみえるんですが、これは中学校の関係の方で、小学校の関係の方というのは、例えば小学校入学に対しての指導委員会を開くときに、そういう関係の方ではなくて、中学部の方の方が来られて、その話し合いをするということでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 学部主事というのは、普通の学校で教頭職に当たる人であります。たまたま今、中学部におりますが、小学部、全部わかりますので、あと、いろいろな都合もございまして、都合の付く方に来ていただいておりますので、中学部の方であったということでありませぬ。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第170号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第170号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第171号議案 新城市公民館運営審議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第171号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第171号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第172号議案 新城市図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第172号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第172号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第173号議案 新城市手数料条例及び新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第173号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第173号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第174号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第174号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第174号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第209号議案 新城地域文化広場の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 それでは委託先、このシダックス大新東・NTTファシリティーズの共同体の舞台イベント運営委託会社に、前回、本会議の質疑のときに委託をされるという回答があったと思うんですが、具体的にその委託先というのは東三河にこういったイベント運営設営会社というのがどれぐらいあるのか、ちょっと把握してませんけれども、そんなにたくさんあるとは思いませんが、委託される先の会社、企業、事業体では、こうした公共施設の文化会館等の運営を受託した実績があるようなところなんではないでしょうか。そのあたり

を伺います。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 舞台管理の地元業者につきましても、昨日なんですが、指定管理候補者へちょっと確認をしましたところ、豊橋にございます株式会社東雲座カンパニーへ委託することを確認しております。この会社の舞台管理の実績につきましても、東三河のほうで豊橋市民文化会館、豊川市文化会館、御津の文化会館、音羽文化ホール、田原文化会館、渥美文化会館、赤羽根文化会館、それから県外でございますが、湖西市民会館等の実績があるということでございます。

以上でございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと、順を追って、いろいろお聞きしたいんですけども、一般質問と長田議員の質疑で大体わかってきたんですけども、今回の3社の今、ここに資料があるんですけども、部長からの説明でも、今回のシダックス大新東とNTTファシリテーズというところですけども、評価総計表というところをいろいろ見させていただいた中で、答弁でも地域の実情がしっかり把握されておるといことを言われたんですけども、私としてはこれはどちらも同じぐらいの感じで、どのように地域の実情が把握されておるか、ちょっとおわかりでしょうか、説明をしていただきたいんですけども、選定理由の中でそうになっているんですけども。この地域の実情をよっぽど把握されているのかどうかというか、把握されているであろうと思うんですけども、これだけの理由として書いてあるので。その辺をちょっとお答えいただけますか。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 今回の指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定審議会に私達で諮問をいたしまして、そちらで選定していただいております。私のほうでは、申請

書を見ているわけなんですけど、その段階では、候補者の事業計画書の文化振興に関する考え方において、地域文化広場の設置目的である地域住民の文化教養の向上、福祉の増進の達成を目指すこと、また市の目指す将来像である「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を理解し、市民の交流の場の提供、三遠南信へも文化の発信拠点としての役割を果たすことを基本とした各種の提案となっているところと考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 自主事業計画のところを見させていただいたんですけども、点数でいけば、確かにシダックスさんが60点で、ピーアンドピーさんが55点ということなんですけれども、自主事業計画そのものの評価書というか、企画書を見れば、はるかに自主事業計画からの収益、いろんなことをやるという収益が第2の順位が多くて、シダックスさんの第1順位が少ないにもかかわらず、昨日の部長の説明では、地域の、地元の何とかフェスティバルだとか、朝市だとか、いろんなことを考えておるから自主事業計画ということなんです。両方とも同じようなことをやっておりますが、第2順位者のほうが一生懸命仕事をやりますよというのに評価が低くて、一生懸命やらないほうが評価が高いと出ておるんです。これはどういうお考えですかね、この辺。5点もここで差がついているんです。これがひっくり返れば逆転してしまいますよね、1番と2番。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 この点差につきましても、先ほど申し上げましたように、選定審議会の委員さんが判断したことでございますので、その辺はちょっと、私のほうで答えが難しいですけども。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 じゃあ、一度、この評価の仕方、評価委員が7名だと聞いておるんです

けれども、正しい評価が本当にされているんですか、これ。さっき、下江委員の中の答弁で、東雲座カンパニーさんがもう入っているということをお聞きしたということは、私も内々は聞いておったんですけども、今日ははっきりとしたんですけども。この地域の実情を把握したりとか、東京の業者が、私はそんな短期間にこの新城地域の実情が把握できるはずはないのに来ているということは、明らかに、もともとスタートから東雲座カンパニーさんが入って、いろいろ書類作成からしてやってきたんじゃないかな。なおかつ、またこの点数が、このような逆転した点数が出るということの、じゃあ、審査委員のメンバーを公表していただけますか。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 済みません、申し上げます。

答申書が資料として提出されたと思うんですが、そこに書いてある7名のメンバーでございます。よろしくをお願いします。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 この中に、教育部長の夏目道弘さんも入ってますよね。当委員として、どういうふうに思いますか。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 個々の審査につきましては、それぞれの選定審議会の委員が個別に評価というか、審査をしているわけでございます。全部で7名の審査員の採点というか、そういったものを集計した結果が今、加藤委員さんが言われましたような、結果的になっておるところでございます。ちょっと、行政課から各委員さんにどの程度の資料をお渡しされておるのか、私もしっかり把握はしていないんですけども、先ほどのこの自主事業の点数の開き、第1位と第2位の開きのぐあいなんかを見ますと、やはりA判定を付けた人数とB判定、ともに第1と第2位は、これはAからEまで5段階評価という形になっ

ておりますけれども、C以下を付けた委員はございません。全ての7人の委員がAもしくはBの評価をしております。いわゆるA評価をした人数が多かったという形で、今回のシダックスさんに今、軍配が上がったというんですか、これは、いろんな計画書を事前に出していただいております。もちろん、それは、評価の対象として見させてはいただいておりますが、それ以外に、プレゼンテーションをしております。そのプレゼンを聞いて、受けて、なおかつ、その後、ヒアリングをしようという場も設けておりますので、そういったものの中、それから事前に出された資料を見させていただいてのそれぞれの7人の評価というか、その結果が今回の結果になっておると理解をしております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 この本当に評価というのは、7名の評価、以前、まちなみ情報センターのたった一人の申込者に対しての評価書というのは、各委員の評価点数を全部出していたんです。そしたら、今まで指定管理の経験がないところに満点を付けている人がおるんです。本当に、この選定委員の7名が、今回は部長さんを含めた7名ですけども、選定の仕方、委員の考え方というのがある程度、偏って出していくというのか。本当に公正な評価の仕方をしないという感じがして、今も、今日も、これは7名の個々の点数表はないんです、まとまった点数表ですので。ですけども、自主事業計画と広報利用促進計画というのを私が見る限りは、そんなに大きな差はないんです。ないけれども、結論的にはそこが一番大きな差が出て、この点数差が出たと思うんですが、点数って、もうほとんど1点差ですけども、大半は第2順位者が優位だったのが、そこらが大きな差がついたという。ちょっと、評価の仕方というか、評価委員を悪く言うてはいけませんけれども、かといって、地元の業者の育成とか、そういうものを

よく、いろいろ読んでみれば、第2順位者のほうがはるかに地元精通し、税金の納税も考え、地元の雇用も考え、いろんなことをやっているのに、なぜこういう東京の会社が優位な点数が出たのかというのは、本当に今回の、以前のまちなみ情報センターの指定評価もおかしかったし、今回も見ているとおかしいところから、1点、大変もう一個、最後に、これは法令違反をしているんじゃないかなというところの一つ出たんです。

というのは、この第1順位者の管理運営計画、恐らくこれも、これが間違っていたということになれば、恐らく点数はがくと下がるはずなのは、維持管理計画なんですけれども、今、車いすの関係は、エレベーターと恐らく一緒の管理計画でいくと、月1回でやらなければいけないはずなんですけれども、シダックスさんの第1順位者は、年3回しかやらないと、これにいい点数が出るはずがないんです。何で、こんな評価をしているかという。今、答弁する皆さんは、委員じゃないものでいけないですけども、部長さんは1人、委員でおるんですけども、先ほどこれを見させてもらったら、第2順位者もエレベーターと一緒に、エレベーターの月1回の保守点検をやらなければいけない、法令でもう決まってるんです。ところが、第2順位者は、決定的に法令違反をして、年3回しかやらないと。これはどうしてこんな企画書が出ておるのに、そんな点数を出して、1.0何点の差でこうなっちゃったんですけども、そういう業者を今度は逆に言うと、市は認めるわけですよ、第1順位者として。その辺、どう思いますかね。どうお考えですか。明らかに年3回でよろしいんですかという話で。このシダックスさんの維持管理計画のところを見ていただければ、16ページです。だから、本当に正しい評価をしていただければ、こんな点数は出ないはずなんです。だから、これは、間違っただけを市が認めたということになってしまい

ます、このまま行くと。シダックスさんの16ページを見ましたか。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 今、ご指摘のエレベーターの保守点検でございますが、月1回というのが法定で決められておるといいますが、済みません、私はその辺の規定までは承知をしておりますでした。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 エレベーターと、それから車いすなんかも文化会館についてますよね、今、ちょっと段差があるところ、車いすの。車いすのエレベーターというか、何て言うか、車いす用の、要するに水平じゃないところが。スロープはいいんです。要するに障害者が乗っていく機械、車いすの。そういうのも、こういう昔の文化会館などは人に優しい時代じゃないもんですから、かなり段差が大きい。

こういう法令まで違反している企画書が高い点数が出るというのは、なぜかなと、これでいいのかなと。じゃあ、このとおりの年3回やったら、市は罰則を受けちゃいますよね。私の推測ですよ、ごめんなさい。多分、エスカレーター、エレベーター管理は、今、保守管理は月1回は必ずやっていますので。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 申しわけございません。今、資料が手元にないものですから、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。少し、お時間をいただきたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに。

下江委員。

○下江洋行委員 それでは、ちょっとまず1点、今の加藤委員の質問とちょっと関連する部分もありますが、自主事業収入については、シダックス大新東・NTTファシリティーズ共同の事業体は、自主事業収入目標というのが25年度が500万円、それから26年度も500万円、それから27年度が670万円ということで、こういう目標を提案書に掲げてありま

して、それからピーアンドピーにつきましては、初年度、25年度から自主事業収入目標が885万円という数字が示されております。金額だけで見れば、自主事業を積極的にやるのかなと思えるわけですが、この金額でない部分の自主事業の内容が評価されたと考えれば、この答申に当たっての地域活性化を視野に入れた自主事業の展開、こういったものの発展的な可能性が見出せると、この部分の答申に当たってのこの考え方を納得することができるんですが、そのあたり、金額で示されなかった以上の提案、具体的にどのような部分を評価されたのか、お答えできたらお願いしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 これにつきましては、自主事業計画につきましては、昨日も質疑の関係でちょっと述べさせてもらった形と同じ答えになって申しわけございませんけれども、まず地域活性化を視野に入れた自主事業計画として、市民や周辺地域住民に発表の場を設ける参加型の演劇フェスティバル、それからフリーマーケット、朝市の開催、それから平日の会議室、講習室のあいているときを利用した、現在、この候補者がほかの施設で実績があるという絵画、バレエ、クラフト、ギターなどのカルチャースクールを開催、それから新しいものとしては、新たなコミュニティの場を創出するというところで婚活パーティー、それから若手落語家による寄席、それから昼間に来られない方のための夜の音楽祭などの開催等を提案しております。その辺が、ちょっと委員の方にも新しい提案として映ったのかも知れません。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 ピーアンドピーが今までやってきている事業よりも、さらに目新しい事業という観点で評価されたということなのかなと、ちょっと今、聞いたんですが。

もう一つは、自主事業が、当初の目標の自

主事業収入を上回った自主事業収入があった場合には、第2交渉権のピーアンドピーは、当初目標を金額が上回って、885万円を上回って、例えば九百数十万円あったと。その上回った部分については、指定管理者の収益とせずに施設の修繕費として還元しますと、これは市に還元しますということも明確に書いてあるんですけど、このあたりは評価項目でいうと、どこの部分に評価されるんですか、こういう企業の考え方は。評価項目、この1から8までである、そのあたりをちょっと教えてください。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 4項目の運営管理計画のところの自主事業計画、ここのところでプレゼン等も行っていただいて評価をしておるということですが。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 じゃあ、この自主事業の収益が上回ったときに市に還元しますということも、ここの自主事業計画のところですか。私は、逆に、例えば企業の社会的責任に関する考え方とか、ほかの項目でもそういった部分を評価できるような項目もあるので、その辺がどちらかなと思って質問しましたけれど、今のお答えのとおりでよろしいですか。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 プレゼンの段階では、今、委員さんが言われたことも、第2の候補者の方からも確かにそういうPRをしていただいております。それは、各選定委員さんが聞いておると思います。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、下江委員の質問で、また請井課長の答弁ですけども、貢献度というか、自主事業等、それから最後の事業収支計画等の妥当性というか、この貢献度からいけば、はるかに私は第2順位者のほうがすぐれているなという感じが一般的にはすると思うんです、どなたが見ても。なぜ、ここらが

一番大きな、何か作為的な何かなければ、こんなことが普通ならないはず、正しい評価をすれば。かなり点数差がこれだけ出るということは、先ほどの部長の説明でもそんな大きな差はないはずだと平均すると。その7名の方が正しい評価をしていけば、こんなことは普通ないはずだと思うんですけれども。なおかつ、自主事業計画で、確かに朝市だとか、新しい計画、それは第2順位者だって一生懸命考えて、ただ表記はしなかったからかもしれないけれど、そういう表現はしております。だから、感覚的に、朝市をやったり、演劇フェスティバルをやる、それからフラダンスや何かカルチャー教室をやる、そんなのは当然のことであって、それだけでこれだけの差が出るなんてことはおかしな話なものですから、もうちょっと、4の運営管理計画についてというところと、事業収支計画の妥当性というところなんかの評定の考え方、もう一度、文化課としての考え方というか、なぜ、こうなったかという、もう一遍、お答えしていただけますか。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 評価、プレゼンテーションというか、それに先立って、事前にどんな項目にこの着目をして評価をするのかという、いわゆる評価項目の検討、それからそれぞれの評価項目に対するプライオリティー、いわゆる点数の配分の重みをどうするのかというようなことを決めております。なおかつ、それぞれの項目で何点ずつ配点をするのかというような形になっておりまして、特に配点のところ、プライオリティーのところ、やはりコストの部分、コスト削減というのか、今回の文化会館を民間の企業に指定管理に出すに当たって、大きな項目として二つ据えました。一つはコスト削減という部分、それからもう一つは、文化会館の施設をもっと大勢の市民の方に利用していただきましょうという、いわゆる利用率の向上という部分を挙げ

ておりますので、そういった効果、期待する効果につながる部分については、点数が高くなるというような形のものにさせていただいております。

冒頭申し上げましたように、5段階評価をいたしますので、AからEまでですけれども、Aの場合、Bの場合、Cの場合というように、それぞれの評価に対しまして割り落としというか、Aは配分された点数の掛ける1.0なものですから、点数もそのままなんですけれども、Bは0.5だけというふうにちょっと落としていくわけです。そうやって採点をして、結果的に何点になるよ。個々の委員が評価をしたものを寄せまして、総点数を出していくというような形になるものですから、何度も同じことを申し上げて恐縮なんですけれども、結果的にこうなると、7人の評価の集計結果がこうなったというような形になっております。

それから、ちょっと続けて、先ほどのエレベーターの関係がわかりましたので、お答えさせていただきます。

法定の点検については、年1回となっております。任意のものとして年2回という規定がどうもあるようなんですが、第1と第2の業者の事業計画、いわゆる施設管理に関する部分でのいわゆる昇降機、エレベーターですけれども、につきましては、どちらの団体もいわゆる法定点検は年1回、それから、それ以外に毎月、いわゆる月1で点検を行うというような形になっております。

例えば、先ほど加藤委員さんがおっしゃいました、シダックスのグループの16ページですか、この表を見ていただきますと、計画案の中のナンバー4のところは昇降機設備点検となっております。2段書きになっておりまして、上段につきましては毎月、2段目がいわゆる法定検査として年1回というような形になっております。それから、第2順位者の計画を見てみましても、年12回点検、年次点

検、年1回というような形の提案になっておりますので。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 車いすのことを言っているんです。車いす用昇降会館、そのことを、一般の昇降機はもちろんわかっていますので。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 済みません、5番ですね。済みません、今、言いましたのは通常のエレベーターの点検でしたので、もう少しお時間をください。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 こっちの差がかなりあったので、ちょっと聞いたんです、第2順位者と第1順位者で。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 わかりました。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 こっちはいい、普通の昇降機はいい、問題ない。5番。

○鈴木眞澄委員長 資料は用意していただけるんですかね、答弁として。

夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 ちょっと、今、手元に根拠の資料がございませんものですから、少しお時間をいただきたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 選定経過の資料をいただいているんですけど、最初、書類審査があって、その後、プレゼンテーションのヒアリングがあるんですけど、この書類審査の段階ではどのような評価の状況になっていたんでしょうか。それはわかりますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 評価は、書類で来た書類も当然見ますし、その後、先ほど申し上げましたように、プレゼンテーション、ヒアリングを受けてやりますので、段階ごとに評価

をしておるというのではなくて、全部を見てというのか、1回の評価というのですか、になっております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 ということは、書類のときに、どこが今の段階で1番ということはなしで、審査の人たちは、それはわからない状況の中でプレゼンテーションを行っているということでしょうか、ヒアリングをしているということでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 書類が出た段階というか、プレゼンテーションの前には、各選定委員は順位とかは全くわかりません。そもそも、それだけの評価というものは基本的にしておりません。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 もう一つ、審査された方、7人の方は、大変、重責の中で審査をされて、結果は特に1点差みたいなところだと、かなり本当に開けてみて、大変、責任を負うという形にもなると思うんですが、これは審査した後のこれからの指定管理を受けた会社が、自分たちが審査をして評価してきたわけですけど、それが本当に正しい評価だったのかどうかという、その後の審議会の委員の方たちはどうかかわっていくんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 今回のどの企業体を指定管理者として決めるのかという、その決める役目というのが、今回のこの選定審議会の委員の役目であります。ですので、これで決めるというのか、第1というか、優先候補者を第1、第2、第3まで示しますけれども、それを示して、市長に答申をするというのが選定審議会の役割でございますので、その時点で役目は完了しておるということになります。

前崎委員さんが心配されるのは、いわゆる、その後のことだと思います。これは、昨日の

本会議質疑のときでもちょっと答弁させていただきましたが、今後、指定管理者が正式に決まって、協定書を締結して、そうすると来年の4月から具体的に指定管理業務を行っていただくようになります。そこから、いわゆる指定したところが、しっかり管理運営をしておるのかどうなのかというのをやはり発注者としてチェックをしていく責任というのはございますので、そのための組織として、正式名称は決めておりませんが、運営協議会的な組織をまた別途作りまして、そこでしっかりチェックをしていきたいと考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、部長の答弁に対して異論があるわけじゃないですけど、異論と言っただけじゃないですけど、やっぱり選定委員は選定するだけで終わりというのは、私にとっては無責任だと思うんです。その後は、所管の担当課が、一生懸命、指定管理者と協議して、協定書を結んで、しっかりと管理運営計画に基づいてチェックしていくということなんでしょうけど、じゃあ、選定委員というのは、たいがいたいがい評価して送り込めば、あとは所管の課が一生懸命やればいいじゃないかという話になってしまうんですけど。私は、やっぱり選定するのが一番、新城市にとって最大のいい業者だとか、そういう業者をやっぱり選定すべきであって、メリットがある、いろんな面で。ただ、自主事業がいい、何がいいじゃなくて、全体を見て、この業者が一番、新城市にとっては利益につながる、市民や新城市にとっての利益につながるという業者をやっぱり選定すべきだと思うんです。

下請と言って失礼ですけども、明らかにそういう、先ほど言った答弁も出ておるんですけど、この第2順位者のほうが地元の雇用、地元の職員やいろんな事業所を一生懸命使うと書いてある。ところが、先ほどの答弁

でいくと、もう豊橋の何とかカンパニーさんを使う。新城市にとって、どれだけのメリットが出てくるといったら、選定委員でもその辺のことをやっぱり考えるべきじゃないかなと思うんです。それが、税金を使って、約1億も使ってやる税金で、日本全国どこの業者でもいいなんていう話じゃなくて、本来はやっぱり市民の税金を、必要な大切な税金を使ってやる管理委託ですので、また地元の市民ともなじみの濃い業者が、他市にはどこどこ文化協会とか、どこどこ何とかな団体と、大体地元の業者が指定管理をやっていますけれども、今回、初めて東京という、私もちょっとびっくりしたんですけども、本当にそれで3年間の短期間で、ここの最初の選定理由にも書いてあるけれど、現状打破し、将来的な発展を望める。3年間で将来的なんて、将来って、昨日の質疑に出たと思うんですけど、3年間で、あっという間に終わってしまうんです。今までのどっかの指定管理じゃないけれど、3年目には、もう、ろくに管理もしていない。そんな状況になりかねないんです、その東京の本当に大きな会社だと思うんですけど。やっぱり、こういう都会じゃないものですから、こういう地域には地域に合った事業者が一番、私は適切だと思うんですけども。その点、評価は評価で出てしまったから、答弁は言いにくいだろうと思うんですけども、その辺、部長の思いはどうですか。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 昨日までの本会議でも若干答弁をさせていただきましたように、今回の指定管理者の選定に当たりましては、とにかくにも発注者側として、私どもの教育委員会所管の施設ですので、教育委員会といたしましても、あそこの文化会館、すばらしい新城市の文化振興の拠点の施設でありますので、それをいかに有効に使っていくのかということが最大のことであります。それを実現するためにどうなんだというような視

点も、少なくとも選定委員の一人として私も加わっておりますので、私はそういった目で見させていただきました。

プレゼンテーション等、相対的に受けて感じたことなんですけれども、やはり新しい風を入れるというのも一つ、それが成功するか、しないか、これは成功していただかなければならないし、そのための効果が上がるように、我々も今後、来年度以降ですけれども、業者に出すべき注文はしっかり出していかないといけないという気構えというか、そういったものは強く持つておるところでございます。

やはり、いろんな見方があると思います。特に、第1順位、第2順位のそれぞれの委員が、ご計画が1点ちょっとということで、ほぼ同じようなというか、写真判定をしないとわからないというような形、結果としてそうなってきましたので、余計にそういった思いというのは強く持つておるところでございますので、この選定審議会の答申というか、審査の結果というか、評価の結果というものは、こういう結果が出ましたので、それはそれでさまざまな目でこれを見ておりますので、尊重すべきものであるという認識は持つております。

ですので、また、繰り返しになりますけれども、今後においては、その新しい風、それから純粋な民間企業が入って運営をするということが初めてでございますので、少なからず今回の指定管理者の公募をするときにも、我々は不安な部分、よく見通せない部分というのは確かにございました。ですので、新年度以降、しっかりその辺を発注者側として、ただ、いわゆる丸投げというような形ではなくて、しっかりコントロール、手綱を引くということを余計にしっかりしていかないといけないということを強く思っております。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 いろいろ心配な面があるわけでありましてけれど、この指定管理者の選定

審議会には、市長が諮問をして、その人たちは施設管理だとか、自主事業だとか、そうしたことで責任を持って評価し、選定し、答申が出されたということであると思います。1点違っても、オリンピックだと0.1点違っても金メダルから銅メダルと変わってくるものですから、これは1点違えば、1点という違いは大きなところがあると私は受けとめているんですが。

その中で、ちょっと質問をさせていただくんですが、今現在、文化協会がその中に入っているかと思うんですが、これが管理者がかわったときに、その文化協会の扱いはどうなってくるんですか。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 文化協会につきましては、募集要項の際にも記載してございますけれども、文化会館の事務室の一部を文化協会の机を置かせていただくということで、使用するということで募集をかけております。引き続き、同じ状態でいきます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それで、文化協会は、あの中に入っている、料金は、使用料はとっていない、無料なんですよ。それは、これからもその形でいくんですか、教育委員会の考えとしては。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 文化協会の関係なんです、事務局については、文化会館が会館した昭和62年以前より、教育委員会の中にごございました。文化会館の開館時に、文化課の事務室が文化会館にあった時期がございまして、それが現在も引き続いておることです。それで、これは東三河の近隣の市町においても調べましたところ、同様の扱いをしております。それから、ご質問の使用料についても、やっぱり同じ市町で、東三河の4市を調べさせていただいたんですけれども、無料で事務室が各文化会館の中にあるという

ことを調べさせていただきました。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 使用料の関係は、この選定の議案とはちょっと違うものですから、また、それはそちらでしっかり議論する場があると思いますので、それは聞くだけ聞いておきます。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 評価項目の緊急時のときの対応というところの点数が、ピーアンドピーが一番よくて、シダックスは第3位のコニックスよりも低いという評価になっておるんですけれども、この提案書を見ましたら、やはりピーアンドピーはピーアンドピーグループとホームメックスとの共同企業体、それぞれの緊急時における、事故が起きたときだとか、お客さんからのクレームがあったときだとかのそういった責任の所在、その責任割合とか、これが明確に示してあるんですけれども、そういう点がちょっと、シダックスはちょっと余り明確に見えてこない、この資料だけでは。このあたり、その責任の割合、所在については大丈夫ですか、明確になっておるんですか、シダックス大新東グループと、それとNTTファシリティーズグループのそれぞれの共同体の中の2社の。その辺について、ちょっと大丈夫でしょうか。この緊急時の対応の評価というのが、ちょっとひっかかったんで、一つ、この点をちょっと不安材料かなと思いましたので、そのあたりをはっきりしてもらいたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 緊急時の対応につきましては、第2位の方のほうは2名以上で施設に待機するとか、そういう具体的な人数は出しているんですが、1位のシダックスのグループにつきましては、そういう具体的な数字は出ておりませんが、緊急時は統括責任者を隊長として自衛消防組織を結成して対応していくというような形が書いてございますので、

そちらを評価したものだと思います、選定委員さんが。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 それで、具体的に明確に、ちょっと安心できるような方針をあそこの運営を始める前までに、しっかりと指導してもらいたいということと、それとこれに関連して、こちらの施設の指定管理を受けるシダックス大新東・NTTファシリティーズの事業体の拠点というのはどこになるのでしょうか。これは、全国的にこの事業を展開している会社だと思うんですが、中部支店というのはどこにあるのかわからないんですけれども、例えば豊橋に拠点を置くのか、もしくは本当に新城に拠点を置くようになるのか、そういった所在についてはどうなるのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 まず、所在につきましては、一応、まずシダックス大新東ヒューマンサービスについては、名古屋市に中部支店がございまして、それから、NTTファシリティーズにつきましても、同じく名古屋市に東海支社がございまして、

それから、先のご質問で言っていた今後の細かな点につきましては、今後、これから議会で議決いただければ、協定書をつくっていきます、基本協定書、それから年度協定書。その中で細かく詰めていきたいと思っております。まだ、これから引き継ぎも1月以降でございますので、その辺でちゃんとした協定書に基づいて、安心できる運営管理ができるように指導していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと、これはお願いになるかもしれないけれど、今の協定書を今後、12月議会で認めれば、基本協定、年度協定と入っていくと思うんですけれども、特にこういう大きな会社というのが、今度の大谷大学のあれもそうですけれども、結構、本社は確

かに大きくてあるかもしれないけれど、地域の雇用というところはほとんど派遣社員なんです、実態が、運営をやっているの。だから、協定書の中に、正規社員を派遣して置くというか、そういうことをぜひお願いしたい。というのは、責任が派遣社員はないんです、余り。だから、新城市内に置くかどうかわかりませんよ。文化会館に置くのは、できるだけ地元の雇用をお願いしたいわけです、要望で申しわけないんですけども。やっぱり、地域に密着した会館で利用を上げるというのは、やっぱり地域の職員がおるのが一番いいし、それから正規職員というのは恐らく派遣社員がかなり使えますので、それをなくして、東京から本当に正規社員を置いていただけるような形をぜひお願いしてもらいたいと思うんですけども、よろしくお願ひしたいです、それは。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 それでは、今、委員さんにおっしゃっていただいたように、協定書の中にそういうことも含めてやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

資料がまだ届いておりませんので、休憩をいたします。

休 憩 午後 3 時31分

再 開 午後 3 時37分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、審査をさせていただきます。

では、答弁をお願いします。

請井文化課長。

○請井浩二文化課長 先ほどの車いす昇降機の関係でございますが、今ちょっと調べましたら、点検の関係でございます。法定では年1回となっているんですが、車いすの昇降機については使用頻度に応じて、おおむね1カ

月以内ごとにということで、よく使っている場合はやっているということ、1カ月に1回はやる必要があると、そういう判断だそうです。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、使用頻度があるか、ないかによって、点検の保守義務が2カ月に1回、3カ月に1回と、そんなに自由になっていきますか。だから、使用頻度があるか、ないかと、どこで判断するかというか、それはどこに載ってました、使用頻度は。あれば、しょっちゅうやりなさい、例えばの話、使用頻度がなければ何カ月に1回やればいいのかということ、どこに載っています。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 これは、時間もなかったものですから、日本エレベーター協会のインターネットから探させていただきました。

それから、今の文化会館の関係でございますけれども、車いすの昇降機については、ここ1年、全然使ったことがないという形で、点検は年に4回程度やっているということでございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そこら辺の指示というのは、今回の企画書を出させるときの指示書、点数に反映するところだと思うんですけども、それは市からこういう状況で、どういう保守点検をやりなさいという指導が課目として出しているんですね、この維持管理運営計画の中に、こういう項目はどういうことをやっていきなさいとか。それに対して違っているという形になっているから、そこがおかしいんじゃないかなど。

○鈴木眞澄委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 募集要項では、一応、法定に基づいたものは必ずやってくださいという形で記載しております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、今のこの点

数の考え方は、一生懸命やっているところと、一生懸命やらないところで差はない、一緒なんていることはあり得ない。評価委員が見れば、当然、こっちはやらない、こっちはやっているという、自然と差が出てきて当たり前ですよね。そうじゃないのかな。一生懸命、保守点検をやりますよと、私は一生懸命やりませんよと、これは同じ。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 今、文化課長が答弁したのが、いわゆる決まりとしてのやらないといけないことだとすると、こういった見方もできると思うんです。というのは、使用頻度に応じてという部分が正しいと仮定をすると、そうしますと、当然こういった保守点検をするためにはお金がかかります。法定で何回と決められておる部分がございます。その部分については、コストをかけてやらないといけないと。それ以上のものをどれだけ望むのかという部分になってきます。望めば、これはお金がそれだけ余分にかかるというようになります。こちらの募集に際する条件としては、いわゆる決まり、法令で決められたものについてやってくださいということにしてあるものですから、それ以上の提案がなされたという、結果としてそうなるわけですね。そうなると、その部分については、当然、コストがかかっておるといような形になっていくわけでありましてけれども、そこら辺をよりいいものを、コストをかけてもよりいいものをと評価をするのか、そこまでは求めておりませんよという評価をするのかというような考え方もできるのかなという気はいたします。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私も、ちょっともう一度、協会等、いろいろ問い合わせをして、本当に法的にやらなければいけないものか、ちょっともう一度、再度確認させてもらいます、個人的に。もし、法律にひっかかるようではまたまずいしということですよ。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 それでは最後に、ちょっともう一つ、先ほど、やはり本会議の質疑でも出ましたけれども、やっぱり地元の採用、地元の居住者を優先して採用するという第1位のグループのそういった提案があったということなんですが、より具体的に第2位のピーアンドピーでは、地元の雇用を90%目標ということをはっきり、明確にわかりやすく書いてあるし、それからさまざまな消耗品だとか、備品、仕入れも地元で調達ということをはっきり書いてるんです。これは、こういう第2候補者のより市民にとっても、行政にとってもありがたい提案、例えばさっき言いました、自主事業の売り上げが収益が上回った分は施設の補修、修繕に還元しますとか、こういう提案のいいところを今後の契約までの間に、ぜひ発注者として、ここの第1候補者に指導をできる限りしていきながら、そうすることが地域のために、地域の経済のためにもなるし、それから行政のためにもなると思いますので。

今、大変、景気が悪い、景気悪化局面ですよ。それで、製造業の中小企業の例えば三菱電機さんの下請の企業の方とか、自動車関係に聞いても、大変悪いです、聞いていると。そういう状況で、来年の3月末に、また金融円滑化法案がずっと延長していたのが打ち切りになりますし、恐らく、これでまた金融機関の融資は大変、融資の審査は厳しくなってくれば、中小企業、個人商店は廃業していくところが私は出てくると思います。それで生き延びられている企業は、今、現にありますので。それから、消費税も上がっていくとか、本当にこれからこの地域で働く場所が必要になってくる局面になってくる中で、この指定管理の事業がより地域のためになるように、契約までの間に、ちょっとくどくなりましたけれども、ぜひ、事業者が発注者として、そういう市のために、地域のために、行政のた

めに、地域の住民のために、経済のために、よりありがたい提案を第2候補者のところがしてくれたようなところは、もう一回、確認をして、できる限り取り入れてもらうような指導をしていただきたいと思います、そのあたりの考え方を最後にお伺いします。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 相対的な今後の考え方ですので、私から答弁させていただきます。

下江委員さんがおっしゃることは、まさにごもつともであります。今回は、4社というか、4団体からのそれぞれのご提案があったと。ご承知のように、この結果を見れば、完全に100点と0点ということではないものですから、それなりの評価が上がったということは、それぞれの組織というか、団体が、それぞれいいものがあったと。ただ、相対的に、今回こういった結果になったということでございますので、やはり、可能な限りいいところというか、そういったことはやはりしていくべきだと思っておりますので、発注者側として今後、第1というか、優先候補者の団体と可能な限り交渉をして、実現に向けて頑張っていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第209号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第209号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩をいたします。

休 憩 午後3時46分

再 開 午後3時55分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

愛知自治体キャラバン実行委員会代表者から提出されました「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。意見等のある委員は発言を願います。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 この陳情書ですが、「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書の提出を求める陳情書」でありますけれども、特に国にも市町村にも税収が非常に少なくなってきたということがあります。みんな、一生懸命働いて税金を出して、この生活保護のも出します。今後、もらうほうにも渡すわけですがけれども、今、厳しいときに精いっぱい出すといいますか、今までよりも出す、また今までよりも下げるといことはありますけれども、少なくとも何%か下げても生活はできると思っておりますので、今回、陳情書は不採択としていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。

不採択の討論がありますので起立により採

決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木眞澄委員長 起立なしと認めます。

よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後 4 時05分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄